

法及び労働争議調停法を基本とすべし

二、労働組合法は次の要綱に依るべし

(一) 労働組合法の制定は我が國に於ける労働組合發達の沿革と終戦後に於ける國民經濟の諸事業とに鑑み組合の趣旨目的並に主要なる機能に関するはの外は成るべく法章を簡明にして組合今後の發達に應じて修補を加ふることとし又取締規定の如きは必要の最少限度に止め其の自主的機能に依りて國民經濟の發達を招來するやう努めて健全なる組合の育成を期する趣旨に基づくこと

(二) 労働組合の目的は労働生活諸條件の維持向上にあるは勿論なるも經營民主化の施設と相俟ちて産

四〇六

業の發達を期すべしことと亦現下必然の要請なるを以て本趣旨と組合法の前文又は適當の法條中に明定すること

(三) 團結及び罷業に関する事項は協約に関する事項と共に労働の基本権として之を確認すべし又之が適正なる運用を阻害するか如き法規は凡て改廢すべしこと

(四) 労働者の範圍に就ては筋肉労働者たると精神労働者たるとを問はず廣く之を包含することとし組合の目的に合するに於ては労働者に非ざる者の加入を承認すること

(五) 組合の設立は届出を以て足り其の組織は必らず